

(仮称)郡山市子どもに関する条例(案)に係るパブリックコメント手続
の実施結果について

1 実施期間

平成29年11月27日(月)～平成29年12月26日(火)

2 提出者数等

提出方法	提出者数(人)	提出意見数(件)	計画等に反映させた意見(件)
持参	0	6	2
郵送	0		
ファックス	0		
電子メール	2		
簡易電子申請	2		
合計	4		

3 意見及び本市の考え方

No.	御意見	本市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 子どもは大人に支援されて成長するだけでなく、同年代や上下の年代と関わり、相互に影響し合いながら成長していくものと考えことから、市、事業者、保護者、学校等関係者、市民等の5者の責務と同様に、子どもの責務、又は郡山市が理想とする子ども像を加えてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3条で、子どもへの支援についての基本理念を定めており、第1項～第3項は「子どもへの支援は、子どもがこのように成長できるよう行う」という内容であり、郡山市が理想とする子ども像に通じる。この基本理念により、地域社会全体で目指すべき子ども像に向かって子どもたちを支援できると考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者への支援については、既に障害者差別解消法が施行されていることから、一歩踏み込み、インクルーシブな考え方を加え「市は、障害のある子どもが、地域の中で健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。」とするのはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本条例では、地域社会において子どもを取り巻く大人たちを、市、保護者、市民等、学校等関係者、事業者に分類しており、条例第3条第4項では、相互の連携・協力について規定している。これにより、地域社会が一体となって子どもを支援することができ、障がいの有無に関わらず全ての子どもが地域の中で健やかに成長できるものと考えている。
2	<ul style="list-style-type: none"> 条例の名称は、子どもへの支援について広く記載されていることから、「子どもの育ち総合支援条例」がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例名称決定の参考とさせていただく。

No.	御意見	本市の考え方
3	<ul style="list-style-type: none"> 郡山市には、ニコニコこども館という素晴らしい施設が機能しており、子育てしやすい街になりつつあることを強く実感しているが、障がいのある子どもについては、障がい認定後、サービスの手続や相談等をする際、障がい福祉課へ足を運ばなければならない保護者にとっては孤独と落胆の思いであるとの声がある。 第11条で障がいのある子どもへの支援について明記もされるので、ニコニコこども館で、包括的に子育て支援を受けられるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもを持つ保護者の方々の心の負担を軽減できるよう、各種手続等の受付体制の整理等について検討していく。
4	<ul style="list-style-type: none"> 他の施策に合わせて、「障害」の表記を「障がい」改めるべきではないか。 第11条に追加で、「市は、障がいのある子どもない子ども、一緒に育つことができる環境が得られるよう多方面に渡る施策を講じること」というような内容を入れてほしい。 <p>理由：地域福祉計画で「地域共生のまち」を標榜するのであれば、一番大切なのは子どもの時から障がいを持つ子と持たない子を「分けない」ことが大事である。幼稚園、保育園、小・中学校で一緒に過ごすことで、将来の「共生」につながる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市の様々な計画や施策等の文言を考慮し、条文の表記を「障がい」とする。 第3条第2項では、子どもが差別等に悩み苦しまないよう、子どもの人権が尊重されるよう子どもへの支援を実施することとしている。 また、第7条で、学校等関係者の責務を「差別、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努める」ともしている。 これらの規定により、障がいの有無に関わらず、学校等に通う全ての子どもを差別等から守り、分け隔てない「共生」につながると考えている。